

日本原子力学会倫理規定案について

日本原子力学会倫理規定制定委員会*

日本原子力学会では、平成11年9月に「日本原子力学会倫理規定制定委員会」を設置し、内外学協会等の倫理規定の調査を進めるとともに本学会の倫理規定原案について検討を重ねてきました。またその間、本年3月に開催された「2000年春の年会」においては総合報告「原子力と倫理—原子力学会としての取り組み—」を企画、委員会における検討状況を報告するとともに会員の皆様からご意見をいただき、その後の検討の参考にしてきました。

このたび、倫理規定原案について委員会内部で一応の合意をみたので、ここにご披露し、広く会員の皆様方からのご意見をいただこうと思います。

倫理規定案は、原案を見ていただくとお分かりのように、前文、憲章、行動指針の3部分から構成されています。前文は全体を通しての精神的な条項を中心としており、憲章は独立した重要な項目を規定し、また行動指針は前文・憲章に基づいた具体的行動の指針となるものです。

委員会メンバーとしましてもこの原案が完全なものとは考えておりません。倫理規定とは未来永劫不変なものではなく、時代に応じて見直していくべきものです。また上から与えられるものでなく、会員各自が自分の言葉に置きなおして身近に置き、日々の行動の道しるべにすべきものだと思います。したがってその内容について会員全員で議論することこそが大切であり、その議論の結果得られた会員の合意に基づく意志表示でなければならないと考えています。

そこで皆様から積極的にご意見を賜り、よりよいものを会員全員で作りに上げていきたいと願っております。つきましてはどんなご意見でも結構ですから学会宛てにご連絡くださいますようお願い申し上げます。

なお、ご意見の募集期間は当面2001年1月末日までといたします。会員の方は会員番号と氏名を、また非会員の方でもご意見をいただける場合は連絡先と氏名を、それぞれ明記のうえ、日本原子力学会倫理規定制定委員会宛てにご意見をお寄せください。住所とメールアドレスは以下の通りです。

〒105-0004 東京都港区新橋2-3-7 新橋第二中ビル3F

(株)日本原子力学会 倫理規定制定委員会

E-mail: atom@aesj.or.jp

* 委員長 西原英晃, 委員長代理 大和愛司, 委員 五百旗頭弘之, 木村逸郎, 鈴木正昭, 関 昌弘, 角山茂章, 成合英樹, 仁科浩二郎, 藤井靖彦, 班目春樹

平成12年11月 1 日

日本原子力学会倫理規定(案)

日本原子力学会倫理規定制定委員会

委員長 西原英晃, 委員長代理 大和愛司

委 員 五百旗頭弘之, 木村逸郎, 鈴木正昭,

関 昌弘, 角山茂章, 成合英樹, 仁科浩二郎,

藤井靖彦, 班目春樹

原子力が人類に著しい利益をもたらすとともに, 大きな災禍も招く可能性があることを我々は常に深く認識し, 原子力による人類の福祉と持続的発展ならびに地域と地球の環境保全への貢献を希求する。

そのため原子力の研究, 開発, 利用および教育に取り組むにあたり, 公開の原則のもとに, 自ら知識・技能の研鑽を積み, 自己の行為に誇りと責任を持つとともに, 社会における調和と理解を得るよう努め, 法令・規則を遵守し, 安全を確保する。

これらの理念を実践するため, 我々日本原子力学会員は, その心構えと言行の規範をここに制定する。

憲 章

1. 会員は, 人類の直面する諸課題の解決に向け, 原子力の平和利用に徹する。
2. 会員は, 公衆の安全を全てに優先させてその職務を遂行し, 自らの行動を通じて公衆が安心感を得られるよう努力する。
3. 会員は, 自らの専門能力の向上に努めるとともに, 関係者の専門能力向上についても努力する。
4. 会員は, 自らの能力の把握に努め, その能力を超えた業務を行なうことに起因して社会に重大な危害を及ぼすことがないよう行動する。
5. 会員は, 自らの有する情報の正しさを確認するよう心掛け, 公開を原則として行動する。
6. 会員は, 事実を尊重し, 公平・公正な態度で自ら判断を下すよう努力する。
7. 会員は, 専門の業務に関して契約のもとに被雇用者, 代理人あるいは受託者として誠実に行動する。
8. 会員は, 原子力に従事することに誇りを持ち, その職に与えられている荣誉を高めるよう努力する。

行動指針

本倫理規定は日本原子力学会員の専門活動について定めたものである。会員には正会員, 推薦会員, 学生会員からなる個人会員のほか, 賛助会員の企業または団体も含まれる。憲章や行動指針の内容は個人会員として果たすべきもののばかりでなく, 企業や団体という組織が果たすべきものが多く含まれる。組織人は組織の利益を優先させ個人としての責任を軽視する傾向がある。組織が果たすべき責任についてもそれを構成する個人の責任が大きいことを忘れて

はならない。

本倫理規定は会員の専門活動について定めたものであるが, 非会員が生じさせる原子力分野のトラブルに対しても会員は一定の責任を有することを自覚しなければならない。すなわち会員は原子力の分野において指導的役割を果たすことで, 非会員も含めて原子力関係者の倫理を向上させ, もってトラブルを防止するよう努めなければならない。

我々を取り巻く環境は有限であり, かつ人類だけのものでないことから, 会員は地域と地球の環境保全に対する最大限の配慮なしには人類の福祉と持続的発展は望めないと認識に立って行動しなければならない。

よき社会人であるためには契約を尊重しなければならない。しかし法律に違反するような契約は無効であることを銘記しなければならない。

<原子力利用の基本方針>

1-1. 原子力の平和利用は, 原子力発電の関連分野から, 理学・医療・農業・工業等における放射線や同位体の利用技術に関連する分野まで, 極めて多岐にわたっており, 本会の専門分野はこれらの全ての分野と関連している。したがって, 会員は専門とする技術がその大小はともあれ災禍を招く可能性があることを認識し, その技術を通じて人類の福祉に貢献するよう行動しなければならない。

<平和利用への限定>

1-2. 原子力の利用目的は平和利用に限定しなければならない。会員は, 自らの尊厳と名誉に基づき, 核兵器の研究・開発・製造・取得・利用に一切参加してはならない。

＜諸課題解決への努力＞

- 1-3. 人類の快適な生活の確保のためには、適正な経済成長とエネルギーの安定供給、環境の保全という課題をともに達成することが必要であるが、それに至る道筋は明らかではない。これに資するため、会員は原子力平和利用に具体的手だてを見出し活用するよう、不断の努力を積み重ねなければならない。

＜安全確保の努力＞

- 2-1. 会員は、原子力技術の取り扱いを誤ると人類の安全を脅かす可能性があることをよく理解し、安全確保のため常に最大限の努力を払わねばならない。

＜安全知識・技術の習得＞

- 2-2. 会員は、核分裂エネルギー・放射線・放射性物質を取り扱う事業、研究、諸作業において、法令・規則を遵守することはもちろん、安全を確保するために必要な専門知識・技術の向上に努めなければならない。

＜効率優先への戒め＞

- 2-3. 会員は、原子力・放射線関連の施設において安全性の確認されていない効率化を行ってはならない。効率化するなかで進歩と誤解して安全性の十分な確認を行わず、設備や作業を変更してはならない。

＜経済性優先への戒め＞

- 2-4. 会員は、原子力・放射線関連の施設の運転管理にあたり、経済性を安全性に優先させてはならない。また、資金不足を安全性の低下した状態の放置の理由としてはならない。自らの権限でこれを改善できない場合には、権限を有する者へ働きかけ、それでも改善されない場合はその情報を公開しなければならない。

＜慎重さの要求＞

- 2-5. 会員は、原子力・放射線関連の作業においては常に慎重でなければならない。これまで原子力施設において、作業の完了を急いだり手順を粗略にして大事故に至った例を、諸外国の施設も含め想起しなければならない。

＜技術成熟の過信への戒め＞

- 2-6. 会員は、原子力技術が成熟したとして安全性を過信してはならない。原子力開発の歴史は未だ1世紀に満たない。今後とも新たな技術的問題が出ることもありうるとして、緊張感を持って新しい事象が発生することに対し警戒心を失ってはならない。

＜公衆の安心＞

- 2-7. 公衆の安心は、原子力技術を扱う者に対する公衆の信頼感によってもたらされる。会員は、自らの行動を厳しく律し、安全を確保する努力を通じて公衆が安心できるよう努めなければならない。公衆に「安心」を押し付けてはならない。

＜会員の安心への戒め＞

- 2-8. 会員は、公衆の安心を求めることで自らが安心して

しまってはならない。公衆の安心は、原子力技術を扱う者がその危険性を十分に認識し、緊張感を保って作業しなければ得られないことを忘れてはならない。

＜新知識の取得＞

- 3-1. 会員は、専門家として常に自己研鑽に励み、関係する法令や規則、日々進歩する学問・技術を学び、自身の専門能力を磨かねばならない。古い定型的な知識だけをもって専門家として行動することは慎まなければならない。

＜経験からの教訓導出と技術継承＞

- 3-2. 会員は、経験から教訓を学び取らなければならない。特に原子力施設の事故や故障の経験からはできるだけ多くのことを学び取り、その再発防止に努めるとともに、技術・知見の継承に努めなければならない。

＜関係者の専門能力向上＞

- 3-3. 会員は、専門家として自らが研鑽に励むだけでなく、周囲の者、特に自らの監督下にある者の専門能力向上にも努力し、機会を与えるよう努めなければならない。

＜正確な知識の獲得と伝達＞

- 3-4. 会員は、専門家として自らの知識を正確なものとするよう常に努力するとともに、その知識を周囲の者に伝える努力も怠ってはならない。特に、専門家でない周囲の者に対しては、正確であると同時に分かりやすく説明しなければならない。

＜能力向上のための環境整備＞

- 3-5. 会員は、所属する組織において自分自身や周囲の者が専門能力向上に励みにくい環境にあるときには、その環境を変えるよう努めなければならない。

＜自己能力の把握＞

- 4-1. 会員は、行なおうとしている業務が自らの能力不足のため安全を損なう恐れがないか、常に謙虚に自問しなければならない。時間不足や資金不足等も能力不足に含まれる。

＜所属組織の災害防止＞

- 4-2. 会員は、所属する組織が安全確保のため十分な努力を払っているかを見極め、万一不十分なときは組織を変革するよう努めなければならない。

＜他の組織による監査＞

- 4-3. 会員は、所属する組織が自ら安全確保のための努力を払っているのみならず、適切な他の組織の監査を受け合格しているかどうかを見極めなければならない。適切な監査体制がない場合にはそれを作るよう努めなければならない。

＜公的資格に関する法令遵守＞

- 4-4. 会員は、原子力分野の公的資格を必要とする業務を資格なしで行なったり、無資格者に行なわせてはな

らない。

< 公的資格尊重 >

- 4-5. 会員は、所属する組織が原子力分野の公的資格を尊重しているかを見極め、十分尊重していない場合には尊重させるよう働きかけなければならない。組織は所属員の公的資格取得に積極的でなければならない。また、組織は公的資格取得者を優遇するようしなければならない。

< 正確な情報の取得 >

- 5-1. 原子力の安全に係る情報は、公衆や環境に大きな影響を与える可能性があるため、会員は情報の正しさを自ら確認しなければならない。

< 情報の公開 >

- 5-2. 原子力の安全に係る情報は積極的に社会に公開しなければならない。会員は、その情報がたとえ自身や所属する組織に不利な情報であっても、決して隠してはならない。情報の意図的隠蔽は社会との良好な関係を破壊する。

< 守秘義務と情報公開 >

- 5-3. 会員は、組織の守秘義務に係る情報であっても、公衆の信頼感・安心感を失わないために必要な情報である場合には、これを速やかに公開しなければならない。この場合、組織は守秘義務違反を問うてはならない。

< 非公開情報の取扱い >

- 5-4. 原子力に係る情報でも、核不拡散や公衆の安全・利益等のために公開することが好ましくないものについては公開する必要はない。ただしその場合でも、会員はあらかじめそれを明示し、公開できない理由を説明しなければならない。

< 科学的事実の尊重 >

- 6-1. 会員は、事実を尊重し、科学的に明白な間違いに対しては毅然とした態度でその間違いを指摘し、是正するよう努めなければならない。

< 科学的事実の啓蒙 >

- 6-2. 会員は、専門家としてその専門知識を広め、公衆が正しい判断をするよう啓蒙に努めなければならない。

< 説明責任 >

- 6-3. 会員は、原子力関係の業務については、その目的・方法に対し他者に説明責任を負っていることを忘れ

てはならない。直ちには説明が難しい場合には、説明する方法を自分自身ないしは周囲の者との協力により構築していかななければならない。

< 誠実な行動 >

- 7-1. 会員は、雇用者の代理人あるいは依頼者の受託者として業務に従事する場合、雇用者あるいは依頼者の了承なく他の団体または自らを含めた他の個人に利益をもたらすことを行なってはならない。

< 報酬等の正当性 >

- 7-2. 会員は、業務にあたりリベート等を受け取ってはならない。リベート等の受け取りは、たとえそれが雇用者や依頼者の利益を損なうものでない場合でも、自由競争を損ね、社会の利益を侵すものである。業務に対する報酬等は常にその正当性を他者に説明できるものでなければならない。

< 組織の私的利用 >

- 7-3. 会員は、勤務時間内に本務以外の業務を行なうことも含め、所属する組織の了承・許可なく、組織に帰属する人的・物的・知的資源等の財産権を侵してはならない。

< 利害関係の相反の回避 >

- 7-4. 会員は、被雇用者、代理人あるいは受託者として業務を行なう際、利害関係の相反を回避しなければならない。被雇用者として所属する組織を規制・監督する組織の受託者あるいは代理人として規制・監督に関する業務を行なうこと、また逆に、被雇用者として所属する組織が規制・監督している組織のための業務に就くことは慎まなければならない。新たな業務を行なう際、潜在的な利害関係を含め利害関係を有する業務を既に行なっている場合には、このことを雇用者又は依頼者に開示しなければならない。

< 指導者の規範 >

- 8-1. 組織の中で指導的立場にある者は、組織内の模範となるよう、業務上の責任と業務にかかる説明責任を十分認識して行動しなければならない。

< 専門分野等の研鑽と協調 >

- 8-2. 会員は、専門とする分野について自己研鑽に励むとともに、関連する専門分野について理解を深め、これを尊重し、業務の遂行にあたり常に協調の精神で臨まなければならない。